

4 2019 (平成31年)



阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 貞二

〒567-0827
茨木市稻葉町5-14
TEL 072(634)4331(代)
FAX 072(632)1828

さくら

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日 30日・国民の休日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

● ワンポイント 自筆証書遺言の方式緩和

昨年の民法（相続法）改正で、今年1月13日から作成する自筆証書遺言の方式が緩和され、これまで遺言書の全文を本人が自書しなければなりませんでしたが、添付する財産目録については、パソコンでの作成や、通帳のコピー等が認められ、自書でなくてもよいとされました。ただし、各頁に署名押印は必要です。

● 4月の税務と労務 ●

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月7日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 5月7日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月7日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日
- または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務／労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 5月7日

改正

消費税

税率の引上げと 軽減税率への対応策

これまで二〇一五年、二〇一七年の二度にわたり、先送りされてきた消費税率の一〇%への引上げと軽減税率制度の導入が、いよいよ今年十月一日からスタートします。

軽減税率制度については、飲食事業者も、仕入れや経費に軽減税率対象品目が出てきますので、全ての事業者が軽減税率の対応をする必要がでてきます。以下、実務に必要なポイントを改めて整理してみます。

1 軽減税率制度

(1) 制度の概要

今年十月一日以降に行う飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）及び定期購読契約が締結された週二回以上発行される新聞を対象品目とし、

税率は八%（国分六・二四%、地方分一・七六%）。なお、外食やケータリング等は対象には含まれません。

(2) スケジュールにみる準備と対策

① まず実施すること

自社商品の中に軽減税率の対象品目がどれだけあるか、購入する軽減税率対象商品はあるのかなどを確認します。また、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）など、おいたほうがよいでしょう。

② 十月一日用の準備

レジや会計ソフトを改修したり、税率引上げ後の値段を決め、値札を貼り替える等の準備が必要です。特に九月三十日は周到に準

備しておくことが大切です。なお、消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の税務上の取扱いは、次のとおりです。プログラムの修正が、ソフト

ウェアの機能の追加・機能の向上等に該当する場合には、そのまま修正に要する費用は資本的支出として取り扱われることになりますが、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対しても、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであれば、新たな機能の追加・機能の向上等には該当せず、修正に要する費用は、修繕費として取り扱われます。

ただし、プログラムの修正の中に、新たな機能の追加・機能の向上等に該当する部分が含まれている場合には、この部分に関しては資本的支出として取り扱われる所以、注意が必要です。

③ 適格請求書等保存方式の導入

二〇二三年十月から、適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されます。「登録を受けた課税事業者」が交付する

適格請求書又は適格簡易請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件とされます。※ 適格請求書の記載事項は、発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合はその旨の記載を含む）、及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称です。

二三年九月三十日までは、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として、以下の措置が適用されます。
① 区分記載請求書等保存方式（請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとに合計した対価の額」を加えたもの）

売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事

業者に対し、売上税額又は仕

入税額の計算の特例が設けられま

(5) 免税事業者からの仕入れの特例（経過措置）

免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除の対象にならぬが、適格請求書等保存方式の導入後六年間は、免税事業者からの仕入れについて一定割合の仕入税額控除が認められます。

(6) 軽減税率Q & A

国税庁では、制度の周知等を図るために、軽減税率制度に関するQ & Aを公表しています。

この中では、取引きが軽減税率の対象となるかどうかについて具体的に示されています。例えば、「リベート（販売奨励金）」については、事業者が販売促進の目的で、課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先に支払うものは、「売上げに係る対価の返還等」に該当します。その適用税率は、対価の返還等の対象となつた課税資産の譲渡等の内容に応じて判断することとなり、その取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用

されます。

会社内や事業所内にある社員

食堂で提供する食事は、その食堂において社員や職員に飲食料品を飲食させる役務の提供を行

うものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象外となります。また、インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

2 価格設定や宣伝・広告等

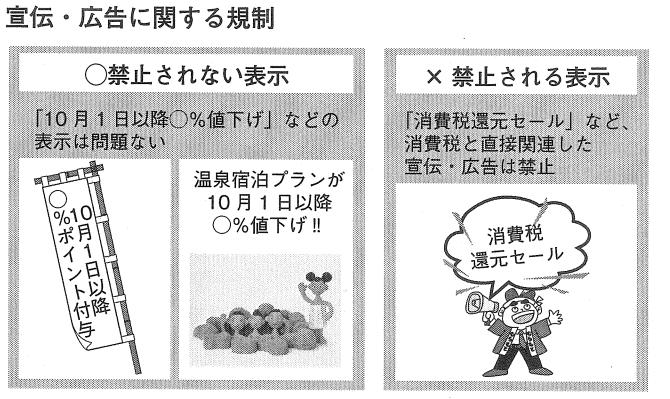
政府は、昨年十一月二十八日に「消費税率引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」を公表しています。

具体的に見ると、価格の表示については、総額表示（税込表示）を原則としつつ、「○○○円（税抜価格）」「○○○円（本体価格）」「○○○円+税」といった表記も差し支えないことを明らかにしています。一方、小売店が値引きセール等を開催する際の宣伝・広告に関する規制としては、「消費税還

元セール」や「当店が消費税を負担しています」、「消費税上昇分値引きします」といった消費

税と直接関連した形での宣伝等を行うことは、これまで通り禁止しています。ただし、「十月一日以降二%値下げ」や「十月一日以降○%ポイント付与」と

いった表示は問題ないとします（左図参照）。



3 国の支援策

軽減税率対策補助金事務局

（中小企業庁）では、軽減税率導入により複数税率への対応が必要となる中小企業・小規

模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」による事業支援を行っています。

今年一月（一部は二月）の申請分からは、制度が大幅に拡充されています。

主なものでは、レジの設置・改修、受発注システムの改修等に要する経費の補助率を原則「四分の三以内」（三万円未満のレジ一台のみ導入する場合は「五分の四以内」）に引き上げています。また、事業者間取引における請求書等の作成に対応する受発注・請求書管理システムの開発・改修、事務機器等の導入・改修、支払完了期限や補助金申請期限があります。

所得税

青色申告特別控除の見直し

青色申告特別控除の控除額が、2020年分以後の所得税から見直されます。

(1) 制度の内容

事業所得または不動産所得のある方が青色申告をしていると、青色申告特別控除の適用を受けることができます。現行の青色申告特別控除額は、取引を正規の簿記の原則に従って記録している場合には65万円、それ以外の場合は10万円とされています。

(2) 改正の内容

この青色申告特別控除について、2018年度税制改正において所得税の各種控除の見直しが行われ、基礎控除を10万円引き上げて48万円とすることを踏まえ、基礎控除との合計額が改正前と同額になるよう調整するため及び税務手続の電子化の促進のため見直しが行われました。

具体的には、取引を正規の簿記の原則に

従い記録している場合の控除額が55万円に引き下げられます。ただし、次のいずれかの要件を満たす場合には、従来どおりの65万円控除を受けることができます。

① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について電磁的記録の備付け等を行っていること(電子帳簿保存を利用していること)

② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、提出期限までにe-Taxを使用して行うこと

なお、電子帳簿保存を行うには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があり、原則として課税期間の途中から変更することはできません。ただし、2020年に限っては、同年9月29日までに申請書を税務署に提出して同年中に承認を受け、同年12月31日までの間に仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行っていれば、65万円の控除が受けられます。

住宅取得等資金の贈与税の特例～住宅ローンの返済資金は？

2021年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から贈与を受けて、居住用の住宅の新築、取得等をした場合で、受贈者が贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上であるなど一定の要件を満たすときは、一定の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる特例(住宅取得等資金の贈与税の特例)が設けられています。この特例は、住宅ローンの返済資金の贈与を受けた場合にも適用することができるのでしょうか？

この点、住宅取得等資金の贈与税の特例は、居住の用に供する家屋の新築や取得・増改築等の対価に充てるための金銭の贈与を受けた場合に限られているものです。住宅ローンを返済するための金銭はこれらに該当しないため、返済資金の贈与を受けた場合に非課税の特例を受けることはできません。

接待飲食費	関係会社の役員との飲食費
法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の五〇%相当額は損金に算入することができます。このときの接待飲食費に社内飲食費は含まれません。この社内飲食費の支出の対象者について法令では、「専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する」と規定されており、自社の役員、従業員(親族を含む。)に該当し	ない者に対する接待等のために支出する飲食費等であれば、社内飲食費には該当しません。そのため、親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に支給する接待等のために支出する飲食費については社内飲食費に該当しないことになります。